

「114バンキングアプリ基本利用規定」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、投資信託取引開始に伴い、2024年11月26日より「114バンキングアプリ基本利用規定」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

● 「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示（項番変更等軽微な修正は除く）

旧	新
	<p>第22条 投資信託取引</p> <p>1. 内容</p> <p>① 当行にて投資信託口座を開設されているお客さまは、本アプリにより、次の取引依頼を行うことができます。なお、お客さまが投資信託取引において注文できる投資信託は、当行所定のものに限り、1回あたりの取引金額の上限・下限については、当行所定の金額とします。</p> <p>A) 投資信託の購入（金額指定方式による購入のみ）</p> <p>B) 換金（解約のみ）</p> <p>C) 積立投信（定時・定額購入プラン）の新規申込・変更・廃止</p> <p>② 利用対象者</p> <p>本サービスによる投資信託取引の利用は、日本国内に居住する18歳以上のお客さまに限り、</p> <p>2. 金銭の受渡清算方法</p> <p>① 投資信託の購入</p> <p>A) 投資信託の購入にあたっては、投資信託の購入金額を、投資信託指定預金口座として届出た普通預金口座から引落します。</p> <p>B) 本サービスでの投資信託購入取引において、購入代金の引落は、取引実行の依頼を受付けた時点で行います。</p>

C) 購入代金引落後の支払口座の残高が0円未満になる場合は、支払可能残高が引落金額を上回っていても引落は行いません。この場合、取引の依頼はなかったものとして取扱います。

② 投資信託の換金

投資信託の換金は、原則として受付日当日にお客さまの指定する受益権等の売却注文により行います。売却代金（手数料および諸費用等を差し引いた残額）は、各銘柄所定の受渡日に投資信託指定預金口座に入金します。なお、換金依頼時にお客さまの指定した金額が、処理時点において換金銘柄として指定した商品の預り残高を超えるときは、その依頼については処理時点の預り残高で処理します。

③ 積立投信（定時・定額購入プラン）の申込（新規・変更）

積立投信（定時・定額購入プラン）の申込による定期的な預入れは、投資信託指定預金口座から自動振替の方法により行うものとします。振替金額、振替指定日、振替開始月、特定月および特定月購入金額の取引内容は、お客さまから依頼された内容のとおりとします。この場合、預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書等の提出は不要とします。

3. お客さまの責任等

① お客さまは、購入にあたり契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）により商品内容について十分理解したうえで依頼するものとします。お客さまが投資信託購入取引、積立投信（定時・定額購入プラン）の新規申込・変更の取引を行う場合には、当該投資信託の契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）を遅滞なく交付（届出住所への郵送または「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に定める電磁的方法による）します。また、取引に際しては、各投資信託約款、規定、契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）等の内容を十分ご理解頂いた上でお客さま自らの判断と責任において行うと共に、「投資信託総合取引約款」、「投資信託累積投資約款」、契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）等を遵守していただくものとします。

② 投資信託は元本保証がなく、基準価額の変動により資産価値が減少し、

損失を受けることがあります。お客さまはこのような損失を受けるリスクがあることを十分ご理解頂いた上で投資信託取引を行うものとします。なお、この損失については当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

- ③ 投資信託の購入等の取引に際しては、お客さまの商品理解や適合性を確認するため、お客さまの投資目的や投資経験、資産状況等の情報をご提供いただきます。当行は、お客さまの投資目的や投資経験、資産状況等に照らし、投資信託の購入等の依頼をお断りすることがあります。なお、依頼をお断りする理由については開示できない場合があります。
- ④ 本サービスでの投資信託取引における投資信託の購入および解約等の注文については、取消および変更は一切受付ません。
- ⑤ 当行所定の時刻以降に受付した取引の依頼については、翌営業日の取扱となります。
- ⑥ 投資信託の購入代金等の支払いについては、第2項①のとおりとし、換金代金、償還金、収益分配金等の入金については、お客さまが届出た投資信託指定預金口座に入金するものとします。
- ⑦ お客さまが、投資信託購入取引、解約等の注文等の取引を行った後は、当行は法令等で定められた取引内容を記載した書類をお客さまに交付（届出住所への郵送または法令等に定める電磁的方法による）いたしますので、直ちに記載内容をご確認ください。
- ⑧ 累積投資取引を申込み場合は、「投資信託総合取引約款」「投資信託累積投資約款」の取り決めにかかわらず、累積投資取引の申込みの意思表示をしていただき、当行が承諾することで当該受益権等の累積投資契約が締結されることとし、累積投資申込書の記入および署名捺印は要しないものとします。
- ⑨ 本利用規定に定めのないものは、「投資信託総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託定時・定額購入プラン規定」、「投資信託累積投資約款」、「特定口座約款」および「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」ならびに各銘柄毎の目論見書および

目論見書補完書面の定めに従うものとします。